

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年一宮市条例第32号）第5条第1項の規定により、令和8年度内に負担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めたので、同項の規定により公告する。

令和8年4月1日

一宮市長 中野 正康

負担金を賦課しようとする区域

開明字東沼の一部

木曾川町黒田字山の一部

木曾川町里小牧字下町場、笹原、新茅場の各一部

大和町苅安賀字伝治越の一部